淡路市地域クラブ活動指導者等の登録について

0．なぜ地域移行しなければいけないの？
少子化により今のまま（中学校ごとの活動）では部活動が維持できなくなります。生徒数が減ることで教員数も減っていきます。淡路市の中学校においても、これまでに多くの部活動が廃部を余儀なくされました。今のままではその状況を変えることは困難です。部活動を持続可能なものにするためには、地域においてスポーツや芸術文化活動で活躍されている皆さんのお力をお借りする以外に方法はないのではないか。部活動地域移行は、このような考えに基づいています。中学生にとって、スポーツや文化芸術活動の出会いは大変貴重なものです。このことは、多くの皆さんも実感されていることと思います。どうか、淡路市の中学生がスポーツや文化芸術活動に親しむことができる体制づくりに皆さんのお力添えをお願いいたします。

1．お願いすること
令和7年8月以降、休日（土日祝および可能であれば長期休業中）の部活動が順次、地域指導者による活動（地域移行）にしていく予定です。淡路市の中学生が、希望するスポーツ・文化芸術活動に親しみ、打ち込むことができるよう、指導者となっていただくこと、もしくは団体運営していただくことをお願いします。年間を通じた活動だけでなく、短期間の活動も可能です。

2．地域クラブ活動指導者について
淡路市の地域クラブ活動指導者に登録いただくことで、地域クラブ活動団体としての活動が可能となります。さらに、希望により、淡路市の地域クラブ活動団体等、指導者を必要としている団体とおつなぎします。

（1）地域クラブ活動指導者要件
「18歳以上」かつ「地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者」かつ「過去においてハラスメント等、不適格と認められる事項がない者」で、次のいずれかを満たすこと

①学校部活動を指導した経験を有する　②日本スポーツ協会等の公認資格もしくは文化活動において指導した経験を有する　③種目・分野の実技指導に精通し安全指導ができる　④教員免許を授与された経験がある

（2）地域クラブ活動指導者となるために
次のことについて承諾の上、淡路市地域クラブ活動指導者として登録する

①「地域クラブ活動ガイドライン」を遵守して指導すること（活動時間、適切な休養日設定等）
②淡路市が指定する地掲載域クラブ活動指導者のための研修を受講すること
※JSPO 公認スポーツ指導者、日本バスケットボール協会及び日本サッカー協会の公認 C 級コーチ以上の指導者資格所有者は、そのことをもって受講したこととします
③活動計画（参加者配布と同じもの）を管理者（市教委）に提出すること
④指導者と参加生徒に対し、けがや賠償責任のための保険加入を義務付けること（受益者負担）　※参考：スポーツ安全保険は移動の事故補償や賠償責任保険を含む　掛金（年間）生徒800円、指導者800円～1850円

（3）その他、地域クラブ活動で可能となること等
①学校施設の優先利用（費用減免措置等）ができる
②中体連主催大会や吹奏楽連盟主催大会等の参加資格を市教委として追認
③活動に必要な範囲で、会費を設定することができる

（4）指導者報酬について
現時点では、指導者に対する報酬について、行政等による補助金等の措置は定まっていませんが、受益者負担とすることは可能です。

（5）**【登録方法】** **様式1**に必要事項を記入し、教育委員会に提出（紙、ネット、どちらでも可能）

3. 地域クラブ活動団体の運営について

地域クラブ活動を持続可能な活動にしていくために、組織的に運営する団体となることを促すものです。団体運営のみ（指導者とはならない）を希望する方（個人）の登録も可能です。

(1) 地域クラブ活動団体の要件

①上記2(2)「地域クラブ活動指導者となるために」①～④と同じ
②所属する指導者はすべて上記2「淡路市地域クラブ指導者」として登録されていること
③複数指導者と運営担当による持続可能で組織的な運営ができること
④運営体制、運営方針および活動計画を管理者（市教委）に提出すること

(2)【登録方法】 **様式2**に必要事項を記入し、教育委員会に提出（紙、ネット、どちらでも可能）
団体運営を希望する方（個人）の登録も可能。登録しておくことで指導者確保の選択肢が広がります。

4. 社会体育活動団体・文化芸術活動団体の登録について

前記3の「地域クラブ活動団体」は、ガイドライン遵守などの承諾が必要ですが、行政からの管理にとらわれずに活動を行う団体で、中学生の指導を担っていただく団体を「社会体育活動団体」「文化芸術活動団体」として、淡路市の中学生に対する団体の紹介等を教育員会が行います。

【登録方法】 **様式3**に必要事項を記入し、教育委員会に提出（紙、ネット、どちらでも可能）

【登録に必要な書類の入手方法】

〇紙（印刷物）の書類

淡路市教育委員会・学校教育課もしくは淡路市の各中学校でお渡しできます
淡路市教育委員会・学校教育課　淡路市役所 1 号館 2 階　㊸窓口
TEL:0799－64－2519

〇ネットから書類を入手

淡路市 HP からpdfファイルをダウンロードして印刷

〇ネットのフォームから直接登録

淡路市 HP から登録可能
提出いただいた内容を確認いただくため、メールアドレスの入力が必要です。あらかじめご準備ください。

▼淡路市ＨＰ「地域クラブ活動指導者等登録」へ

http://www.city.awaji.lg.jp/soshiki/gakkou/46154.html

【登録書類の提出方法】

紙による提出は、下記にお持ちいただくか郵送をお願いします。
ファックスあるいは記入した書類の写真をメールでお送りいただいてもかまいません。

提出先　淡路市教育委員会・学校教育課　淡路市役所 1 号館 2 階　㊸窓口
〒656-2292 淡路市生穂新島 8 番地
ファックス:0799－64－2566
メール：awaji_gakkou@city.awaji.lg.jp

【本件に対する問い合わせ】
淡路市教育委員会学校教育課　ＴＥＬ　０７９９－６４－２５１９
E-mail awaji_gakkou@city.awaji.lg.jp